

# 北海道自転車利活用推進計画(素案)

～ 誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる ～  
『感動！自転車  北海道』

平成30年 月  
北 海 道



# 目 次

## **はじめに ～北海道自転車利活用推進計画について～** . . . . . 1

- 1 策定趣旨
- 2 推進期間
- 3 本計画の構成

## **I 現 状** . . . . . 2

- 1 自転車を取り巻く環境 . . . . . 2
  - (1) 自転車利用の現状
  - (2) 自転車の安全利用
  - (3) 自転車の走行環境
  - (4) サイクルツーリズム
  - (5) 国の動き
- 2 本道における取組 . . . . . 6
  - (1) 北海道自転車条例の施行
  - (2) 北海道自転車条例施行後の取組

## **II 展開方向** . . . . . 9

- 1 北海道のめざす姿 . . . . . 9
- 2 3つの視点と展開方向 . . . . . 10
- 3 展開方向
  - I 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現 . . . . . 11
    - (1) 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進
    - (2) 自転車利用環境の整備の推進
  - II 自転車を安全で安心して利用することのできる環境の構築 . . . . . 13
    - (1) 交通安全教育の推進
    - (2) 自転車損害賠償保険等への加入促進
    - (3) 災害時における自転車の活用
    - (4) 自転車利用環境の整備の推進（再掲）
  - III サイクルツーリズムの推進 . . . . . 16
    - (1) 国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出
    - (2) 自転車利用環境の整備の推進（再掲）

## **III 施策の推進** . . . . . 17

- 1 施策推進の考え方
- 2 施策の推進管理

## **(参考) 平成30年度自転車関連施策の概要** . . . . . 18



# はじめに ～ 北海道自転車利活用推進計画について ～

## 1 策定趣旨

通勤や通学、買い物など、日常生活における身近な交通手段としての役割を担ってきた自転車は、近年、社会環境が複雑に変化、多様化する中、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、さらには災害時の活用など、その果たす役割は大きく広がってきており、国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」（以下「法」といいます。）を施行し、自転車の幅広い活用の促進に向けた取組を加速させているところです。

こうした中、道では、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」（以下「条例」といいます。）を施行しました。

本計画は、その条例が掲げる理念の実現に向け、法第10条の規定に基づく、都道府県自転車活用推進計画として策定するものであり、本道の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえながら、幅広い分野にわたる自転車関連施策の一体的な推進を図ることを目的としています。

道では、今後、本計画に基づき、関係部局が相互に連携を図りながら、効果的かつ効率的な自転車関連施策の展開を図ってまいります。

## 2 推進期間

本計画は、国の自転車活用推進計画期間に準じ、2020年度までを推進期間とし、自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行います。

## 3 本計画の構成

### I 現状

#### ◆自転車を取り巻く環境

- ・自転車利用の現状
- ・自転車の安全利用
- ・自転車の走行環境
- ・サイクルツーリズム
- ・国の動き

#### ◆本道における取組

- ・北海道自転車条例の施行
- ・北海道自転車条例施行後の取組
  - －自転車活用等推進のための体制整備
  - －自転車交通安全教育の推進
  - －自転車活用等推進のための普及啓発
  - －自転車専用道路等の整備
  - －サイクルツーリズムの推進

### II 展開方向

#### ◆北海道のめざす姿

誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる

『感動！自転車  北海道』

#### ◆3つの視点と展開方向

【視点① 自転車を知る・使う】

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

【視点② 自転車を安全・安心に利用する】

自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

【視点③ 自転車を楽しく・快適に利用する】

サイクルツーリズムの推進

### III 施策の推進

#### ◆施策推進の考え方

各部横断的に自転車関連施策を効果的かつ効率的に推進

#### ◆施策の推進管理

年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめ

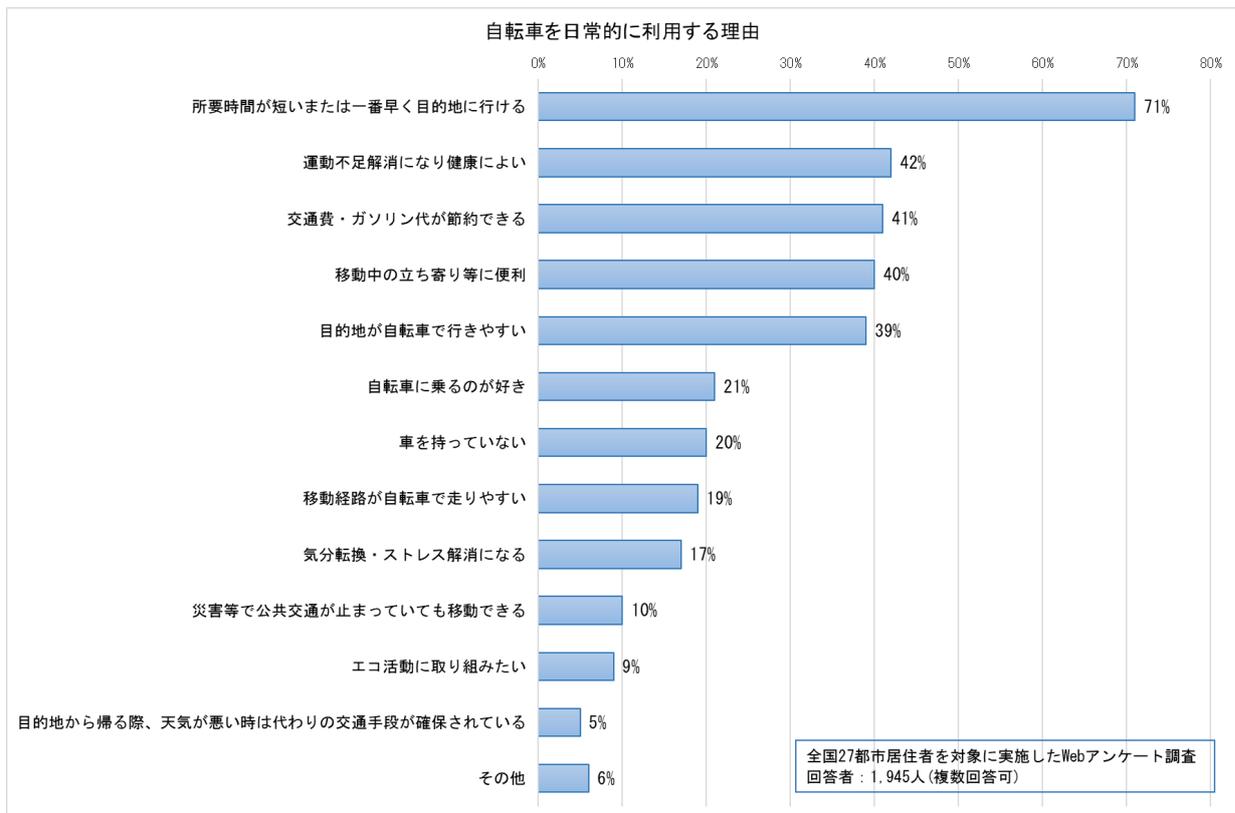


# I 現 状

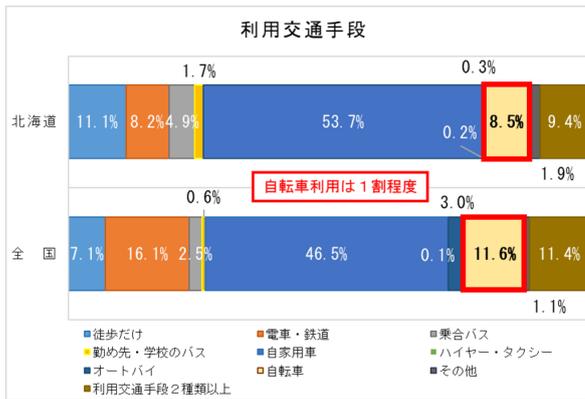
## 1 自転車を取り巻く環境

### (1) 自転車利用の現状

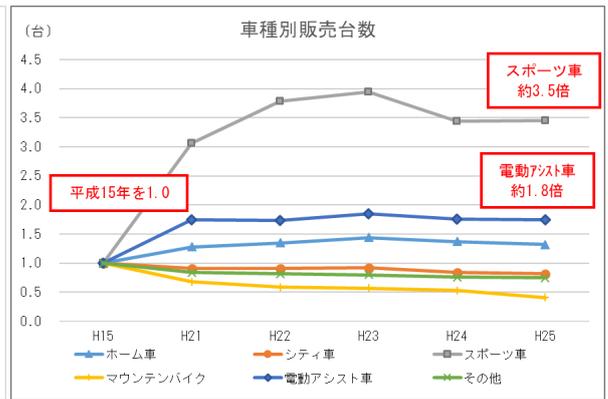
- 日常生活における利用交通手段を見ると、自家用車での移動が大半を占めており、自転車を利用した移動は、1割程度になっています。  
一方で自転車を日常的に利用する理由として、「一番早く目的地に行ける」といった自転車の持つ利便性のほかに、「運動不足解消になり健康によい」「エコ活動に取り組みたい」といったことが挙げられており、健康志向や環境意識の高まりなど、最近の社会環境の変化に応じた利用目的の多様化といった傾向が見られています。
- また、自転車の車種別販売台数の推移でも、スポーツ車の販売台数が大きく伸びるなど、利用目的の多様化が傾向として明らかになっています。
- このように自転車の持つ多様な魅力を生かし、自転車の利用拡大を図っていくためには、自転車は利便性が高い交通手段であることはもとより、環境負荷の少ない交通手段であること、健康増進や生活習慣病の予防などに効果があることなど、自転車利用による幅広いメリットや効果を、多くの人に正しく理解してもらうことが重要です。



出典：国土技術政策総合研究所 平成24年1月実施のWEBアンケート結果より抽出



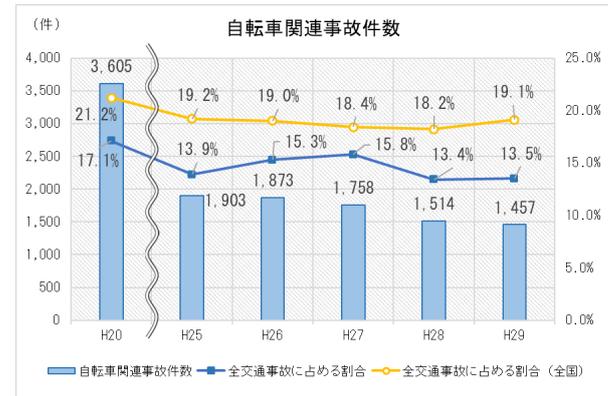
出典：総務省 平成22年国勢調査



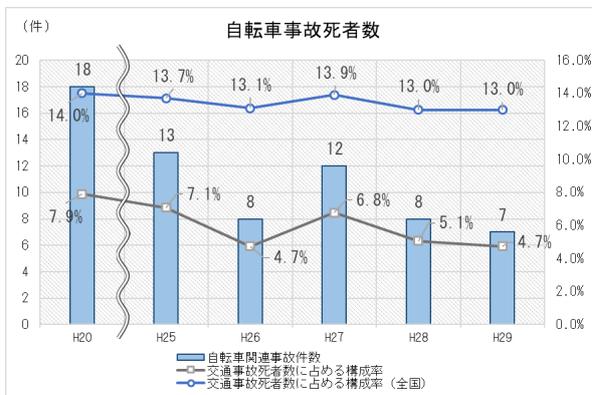
出典：(一財)自転車産業振興協会 自転車国内販売動向調査

## (2) 自転車の安全利用

- 自転車関連事故件数は10年前と比較して減少傾向にあります。全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比は約20%前後で横ばい傾向が続いています。また、自転車関連事故に係る相手当事者別のうち、「自転車対歩行者」事故については、他と比較して減少幅が小さく、事故の当事者は、自転車運転者は24歳以下の若い年齢層、歩行者は65歳以上の高齢者が比較的多い状況にあります。



出典：北海道警察本部 自転車関連事故の実態



出典：警察庁 交通死亡事故の特徴等について 北海道警察本部 自転車関連事故の実態

- これまで様々な機会を活用して交通ルール・マナーの周知啓発を行うなどの交通安全教育を推進していますが、自転車関連事故を減少させ、安全利用を進めていくためには、自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」としての認識を浸透させる必要があります。
- 道路を利用する全ての人々が「自転車は車両である」という認識を共有し、歩行者、自転車利用者、自動車等運転者が、お互いの立場を理解しながら、思いやることのできる走行環境づくりを推進することが必要です。





- また、近年、自転車事故をめぐる損害賠償も高額化しており、1億円近い賠償金の支払いが命じられる事例も出ています。

しかし、警察庁交通局がまとめた「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」によると、自転車対歩行者による事故のうち、歩行者が死亡又は重傷を負った事故において、損害賠償保険等の加入が確認された自転車運転者は約60%に留まっているなど、損害賠償保険等の必要性が十分に認識されているとは言えない状況となっています。

- このため、自転車利用者等の損害賠償保険等加入の必要性の理解や加入促進など、万一の事故への備えをしっかりと行うよう周知を図っていくことが重要です。

#### 【自転車事故での高額賠償事例(5,000万円以上)】

賠償額(概算)	地域	概要
約9,500万円	兵庫県	男子小学生が、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
約9,200万円	東京都	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
約6,700万円	東京都	男性が交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡
約5,400万円	東京都	男性が交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡

### (3) 自転車の走行環境

- 国土交通省と警察庁は、歩行者と分離された自転車通行空間の整備を推進するため、平成24年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月一部改定)」を作成し、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づきながら、自転車通行空間の効果的、効率的な整備に取り組んでいます。
- 安全で快適な自転車利用環境の創出は、安全対策はもとより、観光振興などの観点からも大きな効果が期待されることから、今後、より一層の推進が図られることが望まれます。

### (4) サイクルツーリズム

- サイクリングと観光を組み合わせたサイクルツーリズムの取組は、ロードバイク等のスポーツ車の販売台数の増加や訪日外国人観光客の大幅な伸びなどを背景に、注目を浴びています。
- 代表的な取組として、愛媛県では、本州四国連絡道路の自転車歩行者道を活用し、広島県と愛媛県を結ぶ約70kmのサイクリングロード(「しまなみ海道」)を形成し、サイクリストが立ち寄れる休憩スポットの設置や、サイクリング中の故障等に対応する仕組みの導入など、サイクリスト向けの取組を推進し、起点である尾道市では、国外からの観光客が4年で4倍に増加しています。



- また。滋賀県では、琵琶湖を一周できるサイクリングコース「ぐるっとびわ湖サイクリン(193km)」を選定し、路面標示や案内看板といった走行環境整備だけではなく、認定証の発行や湖上交通との連携等、利用者増加に向けた取組を推進し、平成27年1年間の利用者数は、約52,000人となっています。
- このように全国各地で地域活性化の新たな取組として、サイクルツーリズムの魅力の発信や、サイクリストをサポートする様々な取組が展開されています。



## (5) 国の動き

- 国では、自転車を取り巻く環境の変化を踏まえ、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法を、平成29年5月1日に施行しています。
- また、平成30年6月には「自転車活用推進計画」を策定し、法の基本理念や自転車を巡る現状や課題等を踏まえながら、自転車の活用推進に取り組むこととしています。

### 【自転車活用推進法の概要】

区 分	概 要
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的</li> <li>自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果</li> <li>交通体系における自転車による交通の役割の拡大</li> <li>交通安全の確保</li> </ul>
責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進</li> <li>地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じて施策を実施</li> <li>公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関の連携等に努める</li> <li>国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自転車専用道路等の整備</li> <li>②路外駐車場の整備等</li> <li>③シェアサイクル施設の整備</li> <li>④自転車競技施設の整備</li> <li>⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備</li> <li>⑥自転車安全に寄与する人材の育成等</li> <li>⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化</li> <li>⑧交通安全に係る教育及び啓発</li> <li>⑨国民の健康の保持増進</li> <li>⑩青少年の体力の向上</li> <li>⑪公共交通機関との連携の促進</li> <li>⑫災害時の有効活用体制の整備</li> <li>⑬自転車を活用した国際交流の促進</li> <li>⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援</li> </ul>
自転車活用推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告</li> <li>都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする</li> </ul>



## 2 本道における取組

### (1) 北海道自転車条例の施行

本道では、平成30年4月1日に条例を施行し、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策の総合的な推進を図っています。

具体的には、自転車の持つ幅広い利点やメリットを生かした利用促進が図られるよう、条例の普及啓発や交通安全教室の実施をはじめ、海外からのサイクリストの誘客に向けたプロモーションの展開、自転車の利用促進のためのイベントの実施、自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりに向けたキャンペーンの実施など、条例の趣旨に基づき、様々な取組を展開しています。

#### 【北海道自転車条例の概要】

区 分	概 要
目的・ 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進</li> <li>①環境への負荷の低減 ②災害時の交通機能の維持 ③道民の健康の増進</li> <li>④自転車利用者及び歩行者の安全確保 ⑤サイクルツーリズムの振興</li> </ul>
基本 的 施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①体制の整備 ②自転車交通安全教育の推進 ③普及啓発等</li> <li>④自転車専用道路等の整備 ⑤サイクルツーリズムの推進 ⑥財政上の措置</li> </ul>
責 務・ 役 割 等	<p>【道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の策定・実施 ・市町村への助言等</li> <li>・国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携</li> </ul> <p>【自転車利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備</li> <li>・乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着</li> <li>・自転車損害賠償保険等への加入</li> </ul> <p>【自動車等運転者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるよう配慮</li> <li>・自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行</li> </ul> <p>【道民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の活用等の推進に関する理解</li> <li>・関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発</li> <li>・国、道、市町村の施策への協力</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における自転車の活用等の推進</li> <li>・事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合には、関係法令の遵守、乗車用ヘルメットの着用を推奨</li> <li>・国、道、市町村の施策への協力</li> </ul> <p>【自転車関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の活用等に関する機運醸成のための活動</li> <li>・国、道、市町村の施策への協力</li> </ul>
保険等の 加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車小売業者：自転車損害賠償保険等に関する啓発等</li> <li>・自転車貸付業者その他事業者：事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入</li> </ul>



## (2) 北海道自転車条例施行後の取組

### ① 自転車活用等推進のための体制整備

- ・北海道自転車条例に基づく自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を、関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら効果的に推進するための「北海道自転車活用等推進連携会議」の設置

### ② 自転車交通安全教育の推進

- ・自転車利用者への街頭指導、啓発活動
- ・参加体験型やスケアードストレイト<sup>(※)</sup>教育技法を用いた自転車教室の開催
- ・「自転車利用者の交通安全」等の啓発資材の作成、配布
- ・自転車指導警告重点地区・路線における指導取締り
- ・自転車損害賠償保険等の加入義務化の対応

#### 自転車利用者の交通安全



(対象者：自転車貸付業者及び自転車を事業の用に供する事業者)

(※) スタントマンによる事故再現

### ③ 自転車活用等推進のための普及啓発

- ・自転車イベント、各地域で実施される交通安全の取組等での広報
- ・包括連携協定を締結している企業等との連携による広報
- ・北海道広報、本庁舎デジタルサイネージ等を活用した広報

内容	協力企業
啓発資材の掲示・配布	(株)セコマ、生活協同組合コープさっぽろ、(株)イトーヨーカ堂、(株)ファミリーマート、イオン(株)、日本郵便(株)北海道支社、損害保険ジャパン日本興亜(株)、日本生命保険相互会社
レシート掲載	(株)セブン-イレブン・ジャパン
店内放送	(株)セコマ
自動販売機電光掲示板	北海道コカ・コーラボトリング(株)

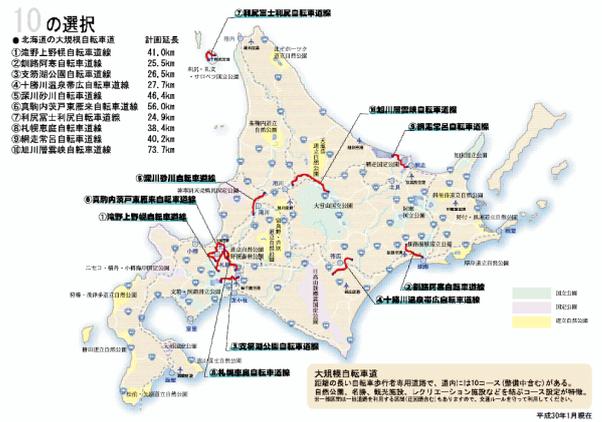


- ・北海道の広報番組「情報カフェ赤れんが」の放送
- ・自転車の利活用を推進するための「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」をキャッチフレーズとした普及啓発の実施
- ・自転車の持つ魅力やメリット等の理解促進を図るためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施



### ④ 自転車専用道路等の整備

- ・札幌恵庭自転車道の整備
- ・釧路阿寒自転車道の利用環境整備
- ・北海道開発局と連携して設定している道内5つのモデルルートにおける案内看板及び路面表示(矢羽根型)の試行的な設置
- ・試験施工箇所に係る実走による検証やアンケート等、自転車ネットワーク計画推進に対する支援(旭川市)



### ⑤ サイクルツーリズムの推進

- ・台湾やシンガポールなど、サイクリングが盛んな地域をターゲットとしたサイクルイベントへの参加やメディア招聘等、戦略的なプロモーションの展開
- ・地域資源を活用したサイクルイベントの実施など、地域のサイクルツーリズムの取組に対する支援の実施
- ・北海道のサイクルツーリズム関係者が一堂に会し、関係者間の連携や取組を広くPRすることを目的とした「北海道のサイクルツーリズム推進フォーラム」の開催





## II 展開方向

### 1 北海道をめざす姿

自転車有する様々な可能性を最大限に生かし、自転車の利活用を推進していくため、本道の「めざす姿」を道民の皆さんと共有しながら、自転車を取り巻く環境の変化を踏まえた自転車関連施策を総合的かつ計画的に展開します。

**◆自転車を知る・使う**

身近な移動手段であることに加え、環境への配慮や健康づくりなどの観点から、多くの道民が楽しく自転車を利用できる北海道

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現



**◆自転車を安全・安心に利用する**

道路を利用する全ての人々が、交通ルールとマナーを守り、お互いを思いやりながら自転車を利用できる北海道

自転車を安全で安心に利用  
することのできる環境の構築

**◆自転車を楽しく・快適に利用する**

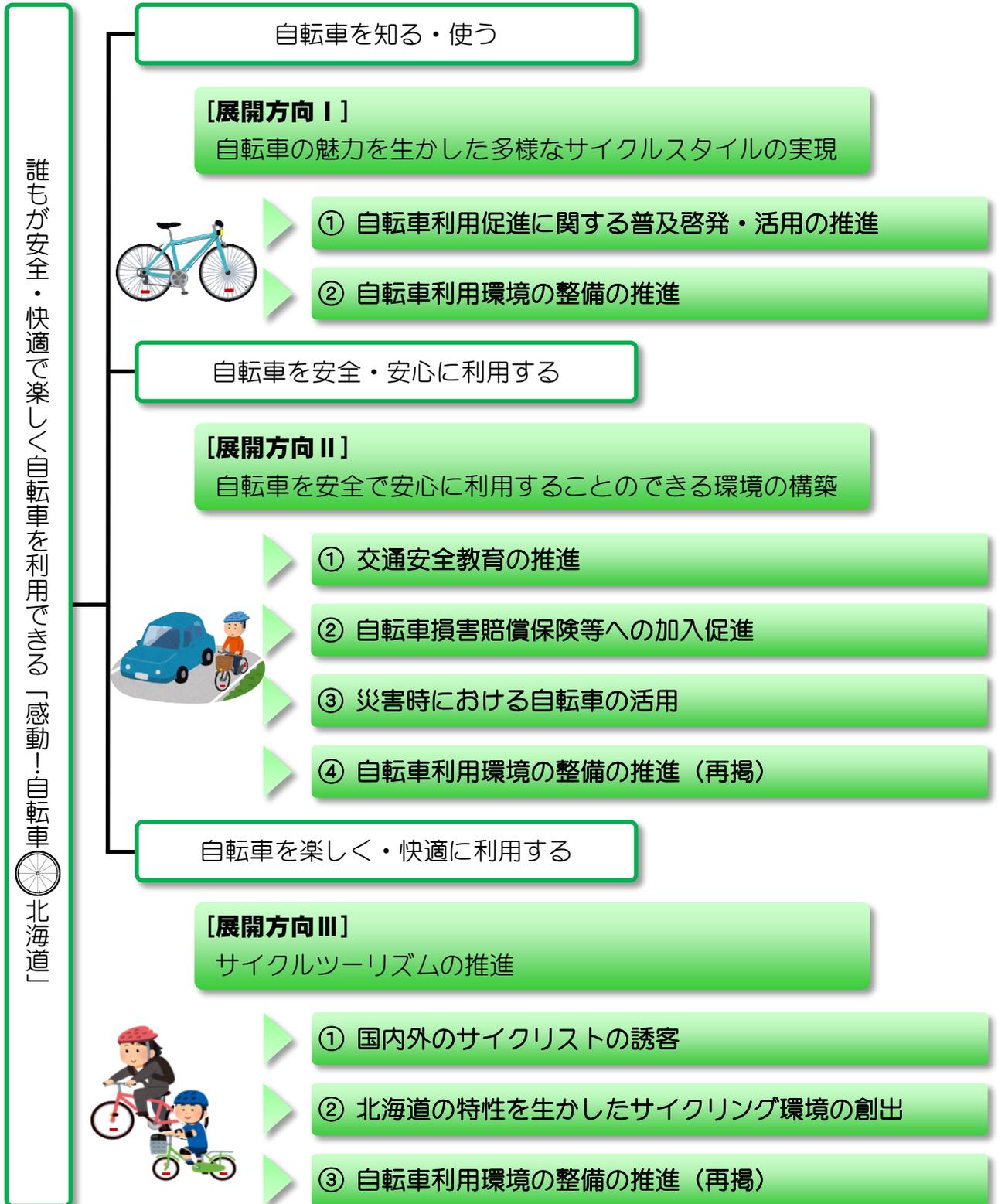
国内はもとより、海外からも多くの人が、サイクリングを楽しむために訪れる北海道

サイクルツーリズムの推進



## 2 3つの視点と展開方向

「めざす姿」の実現に向け、「自転車を知る・使う」「自転車を安全・安心に利用する」「自転車を楽しく・快適に利用する」の3つの視点に立ち、効果的かつ効率的に事業の展開を図ります。





知る  
使う

**[展開方向 I]**

**自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現**

自転車を持つ幅広い魅力や価値を生かし、生活の様々なシーンで利用されるよう、自転車を活用した多様なライフスタイルなどについて、普及啓発を図ります。



**自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進**

現 状

- ・日常生活における交通手段は、自転車を利用した移動は1割程度で、自動車利用が大半を占める状況
- ・自転車を利用する理由は、自転車の持つ利便性のほか、健康志向や環境意識の高まりを受け変化
- ・スポーツ車の販売が増加するなど、自転車の利用目的が多様化

課 題

- ・自転車が持つ幅広いメリットや効果等、自転車に対する正しい知識の啓発
- ・日常生活における身近な交通手段としての更なる利用促進

主な取組

- ・自転車活用を促進する企業、自治体、大学、団体等の連携強化
  - ・自転車の利用促進に向けたイベント、フォーラム等の開催
  - ・SNS等を活用した自転車愛好者のネットワーク拡大
  - ・シェアサイクルの利用促進
  - ・タンデム自転車<sup>(※)</sup>の公道走行に関する検討
  - ・道内市町村における自転車活用推進計画の策定の促進
- (※)複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に乗り同時に駆動することができる自転車



**自転車利用環境の整備の推進**

現 状

- ・自転車と歩行者が分離された安全で快適な自転車通行空間の整備を効果的、効率的に展開するため、自転車ネットワーク計画<sup>(※)</sup>の策定を推進
- (※)安全で快適な自転車利用環境づくりを進めるため、市町村が自転車ネットワーク路線を選定し、整備の基本的な考え方やソフト対策等を示した計画

課 題

- ・歩行者、自転車利用者、自動車等運転者の相互理解の促進
- ・新たな自転車利用者の拡大に向けた、安全に安心して利用できる身近な通行空間の整備



### 主な取組

- 自転車と自動車の相互理解の促進に向けたキャンペーンの実施
- 自転車専用道路等の整備促進
- 自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置などを整備したマップの作成

自転車を正しく「知り」、安全で快適な環境で「使う」ことにより、多くの道民が楽しく自転車を利用できる北海道を実現

安全  
安心

## [展開方向Ⅱ]

## 自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

自転車利用者はもとより、歩行者や自動車等運転者を含む全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を図ります。



## 交通安全教育の推進

## 現 状

- 自転車の安全利用に係る啓発活動や学校、地域における交通安全教室等の実施により、自転車関連事故件数はやや減少傾向にあるが、重大事故が頻発
- 外国人観光客等、道内で外国人が自転車を利用する機会が増加

## 課 題

- 自転車に関する交通ルールやマナーの理解促進
- 自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」とあるとの認識の共有

## 主な取組

- 交通安全教室の開催などによる交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用に向けたフォーラム、イベントの実施
- 外国人旅行者等、海外からの利用者へのルール、マナーの普及啓発



## 自転車損害賠償保険等への加入促進

## 現 状

- 北海道自転車条例において、自転車貸付業者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付け(自転車利用者は、努力義務)
- 自転車事故を巡る損害賠償が高額化(1億円近い賠償金の支払いが命じられる事例有)

## 課 題

- 北海道自転車条例の規定(自転車貸付業者等は、損害賠償保険加入が義務等)の理解促進
- 自転車損害賠償保険等の加入促進



### 主な取組

- 自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する普及啓発
- 損害保険協会等との連携強化の検討



## 災害時における自転車の活用

### 現 状

- 大規模災害時に、ガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識
- 国において、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性についての検討を開始

### 課 題

- 災害時における移動手段の確保という観点からの自転車活用の可能性に関する検討

### 主な取組

- 国の検討状況や他自治体における活用等を踏まえた災害時における自転車の利活用に向けたあり方等の検討



## 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

### 現 状 (再掲)

- 自転車と歩行者が分離された安全で快適な自転車通行空間の整備を効果的、効率的に展開するため、自転車ネットワーク計画<sup>(※)</sup>の策定を推進

(※)安全で快適な自転車利用環境づくりを進めるため、市町村が自転車ネットワーク路線を選定し、整備の基本的な考え方やソフト対策等を示した計画

### 課 題

- 自転車対歩行者の事故の防止
- 自転車と歩行者を分離した走行環境の整備

### 主な取組

- 自転車専用道路等の整備促進(再掲)
- 道路標識の設置や適切な路面表示(矢羽根型)など、自転車利用環境の整備
- 路肩への路上駐車の取締強化など安全な自転車通行空間の確保



交通ルールとマナーを守り、自転車を「安全」に利用し、  
道路を利用する全ての人々が「安心」して自転車を利用できる北海道を実現

楽しく  
快適

## [展開方向Ⅲ]

## サイクルツーリズムの推進

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、本道の各地域の優位性を最大限に生かし、国内外からのサイクリストの受入環境づくりを進めるなど、北海道ならではのサイクルツーリズムの推進を図ります。



## 国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

## 現 状

- ・健康志向の高まりや旅行ニーズの多様化など、国内外を問わず、サイクリングへの関心が高まっており、愛媛県のしまなみ海道や滋賀県のぐるっと琵琶湖サイクルラインなど、全国各地でサイクルツーリズムの取組が活発化
- ・台湾など、サイクリングが盛んな国をターゲットとして積極的なプロモーションが展開

## 課 題

- ・本道を訪れるサイクリスト等に係るデータの収集・分析
- ・自治体、関係機関、民間事業者等との連携促進

## 主な取組

- ・サイクリング環境の向上に向けたサイクリストの嗜好やニーズ等の把握、分析
- ・国や地域など、市場ニーズ・ターゲットに応じた戦略的なプロモーションの展開
- ・サイクリングガイドなどサイクルツーリズム推進を担う人材の育成・確保の検討



## 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

現 状  
(再掲)

- ・自転車と歩行者が分離された安全で快適な自転車通行空間の整備を効果的、効率的に展開するため、自転車ネットワーク計画<sup>(※)</sup>の策定を推進

(※)安全で快適な自転車利用環境づくりを進めるため、市町村が自転車ネットワーク路線を選定し、整備の基本的な考え方やソフト対策等を示した計画



## 課題

- ・観光客に魅力的なサイクリングルートの整備・磨き上げ
- ・国内外への情報発信の強化

## 主な取組

- ・国が検討しているナショナルサイクルルートを見据えた広域的なサイクリングルートの検討・整備
- ・公共交通との連携など、自転車と他の交通手段を複合的に活用したサイクリングルートの検討
- ・案内標識や路面表示（矢羽根型）など安全・安心で快適な満足度の高いサイクリング環境づくりの推進
- ・サイクリングルートやレンタサイクルなど、利用ニーズを踏まえた情報発信

国内はもとより、海外からも多くのサイクリストが、「楽しく」「快適」にサイクリングすることができる北海道を実現

### III 施策の推進

#### 1 施策推進の考え方

幅広い分野にわたる自転車関連施策を相互に連携させながら、効果的かつ効率的に自転車関連施策を推進します。

#### 2 施策の推進管理

P D C Aサイクルに基づく「目標管理型行政運営システム」等を活用し、年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめます。

**(参考) 平成30年度自転車関連施策の概要****知る  
使う****【展開方向Ⅰ】****自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現**

自転車を持つ幅広い魅力や価値を生かし、生活の様々なシーンで利用されるよう、自転車を活用した多様なライフスタイルなどについて、普及啓発を図ります。

**自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進**

事業等	概要	予算額 (千円)
自転車安全利活用等推進事業  【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。 ・「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」をキャッチフレーズに設定した啓発資材の作成・配布 ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 ・自転車利用促進のため、A I R - G' と連携し、F B 等を活用したキャンペーンの実施 ・自転車関連施策の効果的な推進のため、関係機関・団体が構成する北海道自転車活用等推進連携会議の設置・運営	10,000
地域政策推進事業（石狩地域自転車活用促進事業）  【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を啓発する事業を通じて、条例の趣旨の浸透を図るとともに、関係機関等との情報共有を行う。	454
シェアサイクルの利用促進  【総務部】	サイクルシェアリング事業者「特定非営利活動法人ポロクル」に対し、庁舎敷地にサイクルポート（16台分）の設置を許可	—
自転車ネットワーク計画策定の促進  【建設部】	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。 ・自転車ネットワーク計画（石狩市）策定への参画	—

**自転車利用環境の整備の推進**

事業等	概要	予算額 (千円)
自転車安全利活用等推進事業（再掲）  【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。 ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 ・自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施	10,000



事業等	概要	予算額(千円)
大規模自転車道の整備促進 【建設部】	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線（道内10コース）の整備を促進する。 ・札幌恵庭自転車道線（実施検討） ・釧路阿寒自転車道線（トイレ（2箇所）の補修）	—
自転車ネットワーク計画策定の促進（再掲） 【建設部】	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。 ・自転車ネットワーク計画（石狩市）策定への参画	—
安全で快適な自転車通行空間の整備 【建設部】	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進 ・車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施（旭川市）	—
生活道路における交通安全対策の実施 【建設部・道警本部】	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。 ・路側帯、ゾーン30等の整備（函館市、旭川市） ・規制標示の塗り替え整備、一時停止、横断歩道の新設	—



**安全  
安心**

**[展開方向Ⅱ]**

**自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築**

自転車はもとより、歩行者や自動車利用者を含む全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を図ります。



**交通安全教育の推進**

事業等	概要	予算額(千円)
自転車安全利活用等推進事業(再掲) 【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。 ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 ・自転車と自動車がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのキャンペーンの実施	10,000
地域政策推進事業(石狩地域自転車活用促進事業・再掲) 【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を啓発する事業を通じて、条例の趣旨の浸透を図るとともに、関係機関等との情報共有を行う。	454
交通安全対策推進事業(高齢者の自転車安全利用) 【環境生活部】	交通安全運動の推進を図るため、高齢者の交通事故防止に向けたチラシの作成や高齢者が訪れやすい店舗で交通安全に関するひと声アドバイスを行うための事例集を作成し、店舗に配布する。	1,228
交通安全対策推進事業(自転車の交通事故防止) 【環境生活部】	交通安全運動の推進を図るため、保護者を含む児童・生徒向けに自転車の交通ルールなどを示したリーフレットを作成し、学校に配布する。	853
自転車の安全利用の促進 【環境生活部・道教委・警察本部】	交通安全意識の向上に資する普及啓発の推進や自転車利用者に対する指導・取締りの実施により、自転車の安全利用を促進する。 ・期別の交通安全運動期間等における普及啓発の実施	—



**自転車損害賠償保険等への加入促進**

事業等	概要	予算額(千円)
自転車安全利活用等推進事業(再掲) 【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。 ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施	10,000
自転車損害賠償保険等への加入促進 【環境生活部】	自転車事故をめぐる損害賠償額の高額化などを踏まえ、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等加入の必要性の理解や加入促進に向けた取組を実施する。 ・市町村や関係団体等と連携した広報の実施	—



## 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

事業等	概要	予算額(千円)
自転車安全利活用等推進事業(再掲)  【総合政策部】	北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図る。 ・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道inチカホ」の実施 ・自転車と自動車利用者等がお互いを思いやる道路環境づくりを推進するためのステッカーキャンペーンの実施	10,000
大規模自転車道の整備促進(再掲)  【建設部】	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を促進する。 ・札幌恵庭自転車道線(実施検討) ・釧路阿寒自転車道線(トイレ(2箇所)の補修)	—
自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲)  【建設部】	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。 ・自転車ネットワーク計画(石狩市)策定への参画	—
安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲)  【建設部】	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進 ・車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施(旭川市)	—
生活道路における交通安全対策の実施(再掲)  【建設部・道警本部】	生活道路における通過交通の抑制など、自転車通行空間の整備について総合的な取組を実施する。 ・路側帯、ゾーン30等の整備(函館市、旭川市) ・規制標示の塗り替え整備、一時停止、横断歩道の新設	—
安全な自転車通行空間の確保の推進  【警察本部】	地域住民の意見・要望を踏まえた悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いた取締りを実施するほか、駐車監視員制度を活用し、安全な自転車通行空間の確保を推進する。	—



**[展開方向Ⅲ]**  
**サイクルツーリズムの推進**

雄大で豊かな自然や冷涼な気候など、本道の各地域の優位性を最大限に生かし、国内外からのサイクリストの受入環境づくりを行うなど、北海道ならではのサイクルツーリズムの推進を図ります。



**国内外のサイクリストの誘客・北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出**

事業等	概要	予算額(千円)
自転車安全利活用等推進事業(再掲)  【総合政策部】	<p>北海道自転車条例の目的に掲げる自転車の活用と安全利用を推進するため、広く道民等の理解を図るとともに、国・市町村・関係団体と連携体制を構築し、健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境に◎観光に◎健康に◎もっと自転車北海道」をキャッチフレーズに設定した啓発資材の作成・配布</li> <li>・幅広い層を対象とした自転車活用・安全利用のためのイベント「もっと自転車北海道 in チカホ」の実施</li> <li>・自転車利用促進のため、A I R - G' と連携し、F B 等を活用したキャンペーンの実施</li> </ul>	10,000
地域政策推進事業  【総合政策部】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空知型観光まちづくり推進事業 広域連携によるサイクルイベントの実施やサイクルラックの整備等が行われていることを踏まえ、他地域の先進的な取組等を学ぶためのサイクルツーリズムの勉強会を開催する。</li> <li>○ShiriBeshi 観光のグリーンシーズン誘客事業 ニセコエリアの温泉や食を組み合わせたサイクリングツアー等の魅力をSNSやWEB等で国内外に広く発信し、スポーツツーリズムの優位性のPRを行う。</li> <li>○ひだか戦略総合情報発信事業 日高地域への自転車愛好家の誘客を推進するため、サイクリングマップ「北海道ひだかサイクリングフィールド」等を用いて国内外へのPRを実施する。</li> <li>○「食」や「食文化」を観光資源とするフードツーリズム推進事業 上川の「食」や「食文化」といった観光素材と自転車を組み合わせた新たな旅行商品の企画などを行い、広域周遊観光への誘客や滞在型観光を推進する。</li> <li>○オールオホーツク来訪振興促進事業 交流人口の拡大に向けた外国人観光客など管内への誘客促進のため、新たな観光資源としてファットバイクを活用した冬型サイクルツーリズムを推進する。</li> </ul>	17,831



事業等	概要	予算額(千円)
北海道スポーツツーリズム戦略的誘客促進事業 【経済部】	サイクリングが盛んな台湾等に対し、気候や景観、食など本道ならではの環境の中で楽しむことのできるサイクリングを戦略的にPRし、来道外国人観光客の増加を図る。 ・サイクリングイベントへの参加（台湾、香港、シンガポール） ・メディア及びインフルエンサーの招聘 ・プロモーション動画などの広報ツールの作成 ・ナビゲーションアプリと連動したサイクリングルート発信	43,793
広域観光推進事業 【経済部】	地域の観光協会や団体などが連携して広域的に取り組む観光商品の開発や周遊ルートづくり、プロモーションなどを支援し、広域連携や二次交通整備等の受入体制整備を図る取組に対して支援する。 ・さっぽろサイクルラボ自転車観光広域連携事業 ほか	108,363
地域観光活性化促進事業 【経済部】	地域の観光従事者などが連携して行う地域の特性を生かした観光資源の掘り起こし等による多様な観光商品づくりの取組に対し、商品開発から旅行会社へのセールスまでの取組に対して支援する。 ・ニホひらふ倶知安旭ヶ丘MTB道トレイル推進事業 ほか	81,024
サイクルツーリズムへの理解促進 【総合政策部】	北海道のサイクルツーリズム関係者が一堂に会し、関係者間の連携や取組を広くPRすることを目的とした「北海道のサイクルツーリズム推進フォーラム」を北海道開発局と連携し開催	—



## 自転車利用環境の整備の推進(再掲)

事業等	概要	予算額(千円)
大規模自転車道の整備促進(再掲) 【建設部】	自然公園、名勝、観光施設等を結ぶ大規模自転車道線(道内10コース)の整備を促進する。 ・札幌恵庭自転車道線(実施検討) ・釧路阿寒自転車道線(トイレ(2箇所)の補修)	—
自転車ネットワーク計画策定の促進(再掲) 【建設部】	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、市町村が策定する自転車ネットワーク計画への策定支援等を行う。 ・自転車ネットワーク計画(石狩市)への策定支援	—
安全で快適な自転車通行空間の整備(再掲) 【建設部】	市町村が作成した自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車通行空間の整備の推進 ・車道混在型による矢羽根型路面表示の試験施工箇所について実走による検証やアンケート等の実施(旭川市)	—
自転車走行環境の改善 【建設部】	サイクルツーリズムの推進のため、北海道開発局と連携して設定している道内5つのモデルルートにおいて、自転車走行環境の改善の取組を試行実施 ・案内看板及び路面表示(矢羽根型)の設置	—





**北海道自転車利活用推進計画 平成30年 月**

**発 行 北海道**

**編 集 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課**

**住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目**

**電 話：011-204-5148**